

平成29年度（第111回）福岡県青少年問題協議会 議事要旨

開催日時 平成29年9月1日（金）13：30～15：30

開催場所 福岡リーセントホテル「舞鶴の間」

出席者 別紙名簿のとおり

1 議題

(1) 青少年の健全育成に関する県民意識等調査について

(事務局説明：人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政策課 八木課長)

資料に基づき説明

【委員】性に関する質問で、下の2つの質問（「男女の裸の写真、絵などが載っている雑誌・ビデオ・DVD等を買う（見ること）」「援助交際をすること」）が今の時代に合っているのか、適切といえるのか。時系列で変化を見るために前回と同じ質問文にするというのはわかるが、例えば、「相手の意に反して性行為をする」について悪いか、悪くないか尋ねるなど、次回調査では、少し時代に合った質問項目に見直していただきたい。

【事務局（政策課）】今回は、前回との比較を重視し同じ調査項目にしているが、社会環境等も変わってきているので、次回調査の際には質問内容を検討したい。

【委員】調査に、時間の過ごし方について尋ねる項目があるが、子どもは、長期の休みで非行に走りやすいとよく聞く。一般的な平日、週休日の時間の過ごし方ではなくて、特に夏休みの過ごし方について、範囲を狭めて調査をしているかどうか伺いたい。

【事務局（政策課）】時間の過ごし方について、今回の調査では平日か休みかという区分でしか調査を行っておらず、夏休みという範囲を特定した形での調査は行っていない。委員の指摘どおり、夏休みの間等に子どもが非行に走るということもあるため、この調査項目については、検討課題であると認識している。

【会長】 県警少年課が出席しているので、夏休みの少年非行についてのポイントを簡単に説明いただきたい。

【事務局（県警少年課）】 夏休みになると生活のリズムが狂い、深夜徘徊、喫煙等から徐々に犯罪行為に手を伸ばしていくというような少年も少なくないと思われるので、深夜のパトロールなどを通じて少年を補導し、補導したときには適切に指導している。

【委員】 12ページの8の「青少年の健全育成のために必要なこと」の質問項目について、左から2番目に「学校での道德教育や生徒指導の充実」とあるが、青少年プランの意見具申案を見ると、「生命を大切に作る心や人権を尊重する心などを育む」という目標もある。道德教育に限定せず、人権教育という言葉を入れるか、もしくは「教育」にするなどの工夫はできないか。

また、今回、新たな項目として、子供の貧困に関する取り組みの必要性を尋ねる項目が設けられていて、これだけ数字が出てきたというのはいい項目ができたということだと思われる。一方で、意見具申（案）でも、子どもの自尊感情が低いことが問題にされていて、家族に対する支援も必要だということも目標の中に出てくるので、経済的な面だけでなく家族の支援も必要だと思われる。質問項目を工夫してほしい。

【会長】 以上については、次回検討ということでよろしいか。

（2）福岡県青少年健全育成総合計画の進捗状況

（事務局説明：人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政策課 八木課長）

資料に基づき説明

【委員】 非行防止について、非行者率、初犯者数が減っており、いい傾向だと思われる。非行者率、初犯者数減少のための主な取り組みをおたずねしたい。また、再犯者率の低下につながる主な取り組みについて、おたずねしたい。

【事務局（県警少年課）】 非行者率減少のための取組については、検挙補導した少年に対する立ち直り支援に力を入れている。立ち直り支援は、警察とその少年がつながることによって、少年を改心させる目的で、基本的には少年や保護者に対する面接、電話連絡、家庭訪問を実施している。中には就職したいという少年もいるため、県の事業を通じてNPO法人等と連携しながら、就労支援活動を行っている。

そのほか、少年の規範意識を醸成するために、非行防止教室等の教育を学校等で行っている。これらの活動が、非行者率、初犯者数の減少につながっているのではないかと考えている。

再犯者率に減少のための取組については、先ほどの繰り返しになるが、立ち直り支援という形で粘り強く少年とその保護者とつながることによって、再犯者を減らしていくことに努めており、再犯者の数は、平成25年が1,223人、平成26年が1,072人、平成27年が1,026人、そして平成28年が先ほど説明のあった870人ということで、年々減少している。

ただ、再犯者の減少の割合よりも、初犯者の減少の割合の方が高いために、非行者率再犯者率というのが若干、目標よりも上回っているような状況である。

【委員】 三つの柱それぞれにまたがって、全部で4つ質問がある。

まず、通し番号で1、2、学力の向上や体力の向上という指標がある。これらを支えるのはやはり現場の先生方だと思うが、教員数の不足や、30代の教員たちへの過度な負荷が問題になっている中で、現場の先生方への支援はどうなっているのかをお尋ねしたい。

2番目に、通し番号4番目の大学等就職決定率。今は、売り手市場なので就職率がよくなるのは当たり前だが、実際に働き出した後に、うまくいかないケースが多くあると思われる。働き出してからの様子にまで踏み込んで見ていかないと、あまり意味がないのではないかと考えているが、事務局の意見を伺いたい。

それから、3番目は、通し番号16番。もちろん弱者としての女性と子どもというのはあると思うが、全般を見渡しても、LGBTや、男性に対しての視点というのがないと思われる。これは女性と子どもだけではなくて、男性でも困っている人、あるいはLGBTの人たちのような人たちもおり、そこに対しての支援はどのように考えているのか。

最後、4番目は、通し番号18番、子育て応援宣言企業の登録数とあるが、これは実際、数値目標を掲げられることはしようがないというか、結果として見えやすいので、いいこ

とかもしれない。しかし、実態はどうであるか伺いたい。登録数だけでは内容が見えてこない。実際、6,055社がどんなふう子育て応援を展開しているかについて、きちんとフォローアップが行われているのか、実態把握されているのかについてお尋ねしたい。

【事務局（義務教育課）】 一点目、教員への支援について。学校教育では、将来、子どもたちが生きる力を身につけて、社会で自己実現を図り、社会に貢献できるためには、学力を上げるというのが教員の本務であり、最大の使命であると考えている。

これを支えるために、まず直接的な支援としては、学力の結果であり思わしくない市町村、学校について、標準の教員に加え、それぞれ非常勤講師を各学校に2名、3名配置し、学力向上について直接当たるスタッフを増やしている。

それから、県内6ブロックの教育事務所から指導主事等を派遣し、若手教員の授業力育成のための指導・支援や、学力向上に取り組む学校の組織体制を支えるための支援を行っている。

また、教員が学力向上に力を注げるように、その他の専門的な業務については、例えばスクールソーシャルワーカーやカウンセラーの配置を進め、他の力も借りながら、できるだけ本務に専念できるような体制をとっている。

【会長】 2番目の質問の、いわゆる就職してから1年目、2年目で退職するような状況について、何か把握しているか。

【事務局（労働政策課）】 先ほど事務局から説明したとおり、就職決定率に関しては、昭和62年以来の最高値になっている。ただし、3年以内で離職する割合は、昔から七・五・三といわれるように、大学卒でも3割ほどある。

離職の原因としては、1番は労働条件——給料や労働環境の問題がある。2番目に人間関係で離職することがある。特に中小企業だと、同じような若い方がおらず、相談する人がなかなかいなくて、やめてしまうというようなこともあると聞いている。

それで、まずは就職に当たって、職業観の形成のため、企業との接触の機会を増やすということで、インターンシップや、資料に記載の合同会社説明会を行っている。それから、中小企業の経営者の方に大学や高校に行っていただき、実際に中小企業の魅力を伝え、職業観を形成するような特別講座を実施している、

そして、離職率が高いという課題に対し、平成29年度から新たに職場定着支援事業を始めることにしており、若手社員と先輩社員、そして管理職の方々にセミナー等を行い、若手に対してはコミュニケーション能力の育成、また、管理職、指導者の方には指導方法を学んでいただくようなセミナーを開始して、離職をなるべく少なくできるような施策を展開していきたいと考えている。

【会長】三つ目、LGBTへの支援について。

【事務局（政策課）】LGBT支援の担当課が今回出席していないため、後日回答とさせていただきます。

【会長】では、四つ目。子育て応援宣言企業の登録は目標をクリアしたということだが、その実態について。

【事務局（新雇用開発課）】子育て応援宣言企業は、おかげさまで目標を達成し、この数は、今日現在でまた伸び、6,169を数えているところ。子育て応援宣言の登録は2年ごとに更新を行っており、登録の更新の際に、取り組み状況を調査して、定着の確認を行うとともに、今後の新たな取り組みの参考となる優良事例の紹介など、具体的なアドバイスを実施している。

また、取り組みの優良事例については、宣言企業のホームページも構え、こちらで広く紹介するとともに、特に優秀な企業を表彰するなど、宣言企業の取り組み内容の向上に努めている。

そして、宣言企業の経営者みずから登録の呼びかけを行う子育て応援宣言企業の輪を広げる会という会があり、こちらの会の活動を通じて、啓発や情報交換などを行い、宣言企業の意識の向上にも努めているところ。

【委員】2つ質問がある。一つは2番の体力の向上について。ある小学校の先生から、福岡県の子どもの体力テストの結果は47都道府県中47位だという説明があった。今日の説明を聞くと、男子は小学校、中学校ともに平均以上だということなので、その先生の勘違いだったのか、それとも別の指標で全国最下位という数字があるのかお尋ねしたい。

もう一つ、11番について、不登校の児童・生徒の割合だが、1,000人中、28年度は小・中学生で言えば12.8人といった、100人に一人の割合で、高校では100人に1.5人。何か実感より大分少ないと感じる。

不登校としてカウントされる数が、何日間連続で休んだら1とカウントするとか、条件が厳しくて、1日でも、ほんの一瞬でも保健室に顔を見せたら、それは不登校の日数がゼロになるとか、また次に連続して何十日間休めばまた1になるとか、全国统一だが、何か実態を表していないようなカウントのされ方をされていたように思うので、実態をきちんと反映するカウントの仕方に改めていくことが必要なのではないかと思っている。全国统一であれば、福岡県からそういう要望を上げていくのも必要だと思う。

【会長】 1点目の質問について、福岡県の子どもの体力が全国で最低だった事実はあるのかどうかについて事務局から回答をお願いしたい。

【事務局（体育スポーツ健康課）】

体力の向上については、資料に目標値等、28年度の表があるが、この体力テストは平成20年から全国調査という形で始まり、小学校は5年生の男女、中学校は2年生の男女を対象に毎年行われている。調査開始当初は、データの的には、福岡県は全国的には非常に下位であった。

ただ、資料にあるように、小学校5年生男子は27年から全国平均を上回っている。また、中学校男子は28年で全国平均を上回っており、小学校女子もほぼ全国平均と同じということで、年々、体力は向上しているという状況である。

【会長】 最下位に近い状況だったところが、五、六年で随分、急伸してきたという状況のようだ。では、二つ目、不登校の統計上の定義と、全国レベルでそれを見直す動きがあるかどうかについて説明をお願いしたい。

【事務局（義務教育課）】

不登校の定義については、年間、累積で30日以上休んだ子どもである。もちろん明確な病気やけがは除くが、年間で30日以上、不連続でもカウントされるので、不登校の実

態というのをどちらかという幅広く捉える定義になっている。

当然、保健室だけ行って、教室には行けないという子どもも出席にはなるが、少なくとも累積であるので、ある程度実態は反映しているのではないかと思っている。

【委員】今の質問に関連して、例えば学校に行っていないなくても、フリースクールなど、どこかに通っていれば、それは出席扱いになると聞いたがそうなのか。

【事務局（義務教育課）】この不登校の定義については、学校の代わりにどこかへ行っていても、不登校は不登校となっている。卒業のための出席の日数や、教育の成果や、そういうものをフリースクールでの実績がカウントできるということで、不登校の子どもの数とはまた別となっている。

【委員】先ほどの質問の回答で、学力向上に関連し、学力の思わしくない学校へは非常勤講師を増やし、支援して、学力アップをされるという県の方針があると聞いたが、今は小学校の近くに住んでいるが、小学校は夜9時までも10時までも電気がついている。やはり先生方がほんとうに忙しく、大変で、この間、文科省が公表した先生の時間外勤務が、月80時間を超える先生方が小学校の先生では34%、中学校の先生では58%と、ほんとうにかなり厳しい勤務状況であるということだった。県としてのそういう面での支援があったら聞かせていただきたい。

【事務局（義務教育課）】

今、働き方改革として国でも取り組まれているが、その一つの悪い例として、教員の勤務がピックアップされている。教職員の場合、まず時間外手当という概念がなく、前提として時間外をしないというような制度のつくりになっているため、どれぐらい勤務する、何時までするという勤務時間の管理について、学校でも実態をなかなか正確に把握できていない。

ただ、今、委員が言われたように、勤務が長時間に及ぶ実態がある。小学校の場合は、昼は担任として全教科を教えるため、授業の準備や、教材研究、保護者の対応などが全部時間外になってしまうという実態がある。中学校、高校の場合は、部活動というのも入って、それぞれの学校種で実態が違うが、教育委員会としても、これについては重要な課題

と考えており、国の方でのいろいろな支援策とあわせて、今後適切に取り組んでいきたいと考えている。

(3) 福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）の策定について

○福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）の策定の概要について

（事務局説明：人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政策課 八木課長）

○福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）の策定について

（説明：福岡県青少年問題協議会専門委員会 小泉委員長）

【委員】 子どもの睡眠について。実際に中学生の話を知っていると、真面目な子どもは平日の平均睡眠時間が、5、6時間しかとれていない様子である。

発達障害の子の中には、勉強しなくてはと脅迫的になって、睡眠時間が十分にとれていない現状もあるようだ。このように、寝なくて頑張る、寝なくて勉強するという精神が、どうも頑張る子どもたちの中にはあるのかなと感じる。寝るということの大事さがよくわかっていないと思う。

それから、夜12時過ぎてから、幼い三、四歳か五、六歳の子どもたちが親御さんと天神などの繁華街にすることがあり、親御さんのほうも睡眠時間の大切さということ認識していないのだと思う。

睡眠と鬱とはとても関連しており、これは成人後の鬱の発症にも影響し、鬱で睡眠障害が起こった時に、鬱だから眠れないということもあると思うが、上手に眠る習慣が身につけていないから眠れないという人たちも多くいるということが指摘されている。朝食を食べるということについても、眠っていないから食べられない子どもたちがたくさんいると思う。

食育ということがしきりに言われているが、やはり睡眠の眠の眠育のほうも今、とても大事なテーマになってきていると思うので、ぜひこの生活習慣のところに睡眠時間、そして子どもたちは一体、平日に何時間寝ているのかということをしきりと調査し、早起きもできていても、早寝ができていないという課題があると思うので、睡眠時間ということも調査項目に入れていただいて、ぜひテーマの中にも眠育ということを入れていただきたい。

【会長】資料の27ページのところで、心身の健康の部分で、確かに睡眠というキーワードが読めないこともないが、生活習慣、メンタルヘルスとの絡みもあるので、よろしく願いしたい。

【委員】次期福岡県青少年プランを補強する立場から、大人の発達障害について発言したい。

発達障害者支援法が施行されたのは平成17年の4月1日からで、今年で12年になるが、発達障害者支援法の施行以降、各方面で発達障害児・者の支援対策が行われるようになってきている。

とりわけ幼児、児童の発達障がいの検診、特性の早期発見については、就学前教育やスクリーニング、学校検診などで、早期発見ができるようになってきたが、発達障がいの支援法が施行される前に学校を出た者、いわゆる今では「者」だが、こうした人たちは検診を受けておらず、自分が発達障がいの特性を持つという診断を受けたことがないまま、社会に出ている方がたくさんおられる。

こうした方々は、就職をした際、特性に合った仕事につければいいが、そうでない場合は、非常に仕事ができないとか、上司に言われることができないとか、そうしたことでルーチンがこなせないとか、さまざまな理由で仕事が続けられないということで離職をする。就職をする、離職をする、就職をするということを繰り返していくわけで、こうしたことを繰り返していくと、自分は結局、何をやってもだめなんだとか、社会から必要とされていないということに陥って、結果、ひきこもりになったりする場合もある。中には、手に技術をつけようということで、福岡県の高等技術専門校などで訓練生になって、技術訓練を受けようとするが、その訓練校でさえ訓練につけないということを知る。

この問題については、今年度から、高等技術専門校において、心理判定員を配置するようになって、そこで相談や検診をするようになった。こうした公の施設については、行政側がきちんとフォローするというものではよいが、民間の場合、また、地域社会においては、なかなか理解がされない、受け入れられないという、そうした方々もたくさんおり、結果、ひきこもりになるとか、それは将来的にニートになったり、貧困になったり、生活保護になっているということでの悪循環にもなる。

以上から、大人の発達障がいの問題についても、少し次期青少年プランで検討していただきたい。対象となる年齢はおおむね30歳前後ということなので、30歳前半までが対

象の年齢になると思うが、おそらく20代から30代の人たちについては、そういう学校や社会の中で、発達障がいについてのスクリーニングを1回も受けていない方が社会に出て行って、苦しい思いをしてあるという方もたくさんおられる。

資料の39ページには、発達障がいのある幼児、児童ということは書いてあるが、そうした「者」——大人の発達障がい者に対する対策というものも次期青少年プランの中にもしっかりと検討して盛り込むことを要望したい。

【会長】 今の意見について、学校教育なり地域保健から労働関係あるいは雇用とか、もしかしたら障害福祉のところなどとの連携がまずポイントだと思われる。

【委員】 特別支援学校の生徒数がとても多くなった気がしている。発達障がいの子に関わったことがあるが、学校になじめないということで、校長裁量で教室に入れないと聞いた。教室へ行くと暴れたりするため、みんなと共同生活ができないということで、別室登校で、1時間ぐらいで帰らせたりなどの対応があったようだ。特別支援学校で十分な教育を受けている子もいる一方、そのように支援をなかなか受けられない子もいる。

発達障がいの場合、親も同じような状況にあることもある。その場合、学校ともうまくいかなかったりすることもあるので、そこは学校と連携してほしい。

【会長】 発達障がいに関連する子どもさんたちの支援については、家庭も支援の対象になっていると思うが、いま一度確認して、内容の検討をお願いしたい。

【委員】 青少年を育む社会環境の整備という点で、2点要望したい。

昨今、人口減少という言葉がよく聞かれると思うが、本県にあっては、まだ総人口は若干増えている。しかしながら、15歳未満の人口は減っている状況にあり、合計特殊出生率も、今の人口を維持するためには2.07が必要と言われているが、本県では1.50となっているため、このままでは、いずれ近い将来、必ず人口が減る状況になると思われる。

私は、少子化とか人口減少が将来の社会経済に与える影響というのは非常に大きなものがあると思っており、何を一番危惧しているかということ、地域間の格差である。既に今、福岡県内でも格差が発生しており、例えば平均年収でいうと、福岡地区と筑豊地区では約80万円の差が生まれていて、既に福岡県内でもこれだけの格差がある。

その上で、青少年問題というものを考えたときに、子供たちの問題、例えば児童虐待だったり、いじめとか不登校、そういったことも非常に大切な問題ではあるが、親の経済状況や働き方、社会環境などの整備というのがやはり非常に大事であるし、これが複雑に絡まり合って、青少年の健全な育成を阻害している面が多々あると思っている。

そういう意味では、やはり、地域や企業が全体として子供を育て育んでいく、そういう社会をつくらなくてはならないと思っているし、それを、このプランを作った上で政策現場に落とすときに、やはり全庁的な取り組みが必ず必要であると思っているため、しっかりと連携した取り組みを行ってほしい。

そして、もう一つ大事なことは、地域格差、地域間でのいろいろな差が出てきてしまっているので、本当に支援を必要とする家庭や子どもに必要な支援が届くように、きめ細かな取り組みを行っていただきたい。

【会長】 各部局の連携が今、非常に求められているというところだが、県で、地域格差の是正を担当する課というのはあるのか。

【事務局（政策課）】 地域間格差の是正については、一つの課でやっているということではなく、県の総合戦略を総合政策課で策定しており、その中で、地域ごとに、その地域に合ったものを進めていながら地域間格差をなくしていこうとしている。これは全て全庁的な取り組みとして、総合的にやっていくということだと思っている。

【委員】 質問が2点で、1点が41ページの自殺について、県のことは分からないが、少なくとも全国的なデータでは、自殺者は減っているけれども、若者の自殺は減っていないというデータを見たことがあるので、若者の観点ではどうなのかというのを精査してほしい。

もう一つはいじめの問題だが、もともと今ある青少年プランでは、施策の方向として、青少年の被害・加害防止、保護のほうに入っていたものから外したという点は、いじめは被害・加害の問題ではないと思うので、賛成である。

一方で、今のこの新しい案では、個別の対応を必要とする青少年の支援、38ページに不登校と一緒に入っているが、不登校の生徒さんが必ずしもいじめが背景にあるとも限らないし、いじめの場合、長期の不登校、30日以上になると、重大事態として調査の対象

になったりするが、福岡県は特にそれが特に多いということは聞いたことがないので、一緒に書いてしまうと、誤解を招くと思うので、いじめと不登校はもともとのプランのように分けたほうが良いと思う。

ただ、いじめというのは定義がかなり広いこともあって、必ずしも不登校と一緒にではなく、むしろ自分を大切に、他人も大切にするとか、多様性とか価値観を理解するとか、そういう問題と思っている。どちらかというとならぬ28ページの豊かな心の醸成の心の教育とか人権とか、こちらのほうに近いというイメージを持っているので、どこに書くかというところを検討いただきたい。

【会長】 若者の自殺については、2001年から2014年まで、確かに10代の自殺は割合でいうと増えている。

次に、いじめを書いている施策の方向は、いじめと不登校ではなくて、いじめ「や」不登校と、一応分けてはあるが、何か別立てするような議論が委員会等であれば、工夫していただきたい。

【委員】 非行問題については、確かに減っているようだが、逆に、今は、ネット犯罪が非常に増加している。特に青少年が性犯罪に巻き込まれる被害や、いじめ問題等々にどんどん巻き込まれている状況がある。

このネット犯罪の防止に向けては、たしかうきは市のほうで、学校、PTAと一緒にあって、ネット教育をどんどん進めている、ただ、子どもたちの情報ツールの使い方が、大人以上の知識があり、私たち大人もついていけないぐらいになっており、脇道からのLINEを使って例えば援助交際をするなどの状況がある。

その中で、表現の自由との関わりでどうなるのか分からないが、LINE等で子どもたちが掲載をできないような、そういったシステムができないかと考えている。大人がやはりこういった性的なものを求めるというところがもちろん大問題だが、女子高生などの青少年が、性を売りにした投稿を掲示板に載せており、それが増えている状況がある。

資料で、青少年性犯罪の被害者の45%が20歳未満ということで、435件ある。これは推測ではあるが、親御さんからの報告や、例えば学校の友人報告から発覚している程度で、実際にネット上で犯罪が把握できているというのは、おそらくないと思われる。ネットの犯罪に巻き込まれないために、知識や使い方を伝え、子どもたちに危険性を知らし

めたほうが良いと思っており、その辺の強化をお願いしたい。

【会長】今、ネットでトラブルなり犯罪被害に遭うような青少年の防止について、予防に向けての啓発教育も含めて、水際の対策もあるだろうが、その取り組みについて説明をお願いしたい。

【事務局（青少年育成課）】県では、福岡県青少年インターネット適正利用推進協議会という、官民あわせて、官は警察、行政関係、民はドコモ、au、ソフトバンク、LINEなど通信事業者が入って、協議会をつくっている。

その中でいろいろな取り組みを行っている。先ほど掲示板の話があったが、それについては、27年度と28年度にネットパトロール員のための研修会を開いている。これは、学校の先生などが、学校の裏サイトと呼ばれるような掲示板などを巡回して、書き込みを見て、不適正なものがあれば削除していくという活動のための研修会である。

そのほか、例えば小・中学校の教員向けの研修会を開催したり、高校生を対象とした、みずからネットの利用について考える機会を提供するICTネットフォーラムという事業を実施しているが、そういった啓発を行ったり、小学生向けに、ネットの危険性について記載した下敷きを配付するなど、啓発資料の配付なども行っている。

【会長】ネットパトロールと子どもの意識行動だけでなく、大人の意識や行動というか、子どもに向けた目線が変わるとするのは、非常に大きな取り組みなのではないかなと思う。

【委員】施策の方向性に入れてほしい項目が四つある。30ページの施策の方向性について、豊かな心の醸成という基本目標の中に自尊感情という言葉が何度も出てきているが、施策の方向の中に自尊感情という項目がない。他尊の前に自尊があるとも言われていることもあり、まず最初に、道徳性を養うという前に、まず自尊感情の醸成といった項目を入れていただきたい。

2点目に、32ページ、施策の2。何人かの委員から指摘があったように、教師が子どもと向き合う時間の確保や教員の多忙化の解消などの項目を入れていただきたい。

次の34ページ、多様で特色のある能力や個性の尊重というところで、外国籍の子どもたちなど、日本語指導を必要とする子どもたちに対する項目を一つ入れていただきたい。

それから、最後に36ページ、ここにも基本目標の1として、郷土の魅力を学び、世界の多様性を学び、多様性を尊重するということが書いているが、施策の方向性のところにはそのような記述がないので、多文化共生や多文化理解、グローバル教育などの項目を入れていただきたい。

【会長】 要望があった点については、委員会で検討いただきたい。ちょうど時間になったので、最後、副会長に一言、願います。

【副会長】 専門の委員の先生からいろいろ意見いただいたので、まとめではなく、個人的な感想をお話しさせていただきたい。

資料の29ページ、インターネット利用について。自分が子育てしたときと、今、子どもが置かれている環境は、大幅に変わっているように思う。一番はやはりインターネット、特にスマートフォンを子どもたちが当たり前のように使っている。これがどういう影響を与えるのか、もちろん有害情報云々だけではなくて、発達にどう影響を与えるのかなというのを非常に心配している。

それから、青少年プランの目標も、豊かな心と志を持ったたくましい青少年を育成するということだが、その基礎となるのはコミュニケーション能力をいかに育成していくかということだと個人的に思っている。

コミュニケーション能力というのは、例えば言葉で情報をやりとりするという意味だけではなく、例えば相手がどう思っているかとか、どう感じているかなどを感じて、相互に過不足なく対応ができるかという能力だと思っているが、スマートフォンなどに小さいときから接していたときに、コミュニケーション能力を育てるのにどういう影響が出るのか心配している。

とは言いながら、こんな便利なツールを使うなという話にもならないわけで、ならどうしたらいいのだろうなといろいろ考えるわけだが、要は、家庭の教育の重要性に行き着くと思っており、他の委員の話にも自尊感情の重要性について話があったが、家庭の環境の中で、自尊意識がしっかり育てられるかどうかというのが、非常に大切なのではないかなと思っている。

自尊感情の醸成やコミュニケーション能力の育成につながる感情のやりとりを幼いときにしっかり家庭の中で経験させるという積み重ねが大事と思っており、そういう議論も深

めていただきたい。

【会長】 どうもありがとうございました。では、これで事務局にお返ししたい。

【事務局（政策課）】 本日は議題も盛りだくさんの中、時間配分等については、会長に非常に調整いただき、また、委員の皆様方には貴重なご意見をいただき感謝申し上げます。

今後、次期青少年プランの意見具申（案）については、引き続き小泉委員長のもと、専門委員会議の皆様方に検討いただき、次回開催の当青少年問題協議会で皆様方に協議いただくこととなっており、どうぞよろしくお願ひしたい。